省　令

○法務省令第十六号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十日

法務大臣　谷垣　禎一

更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令

更生保護事業費補助金交付規則（平成十八年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び」を「に掲げる事業に係る補助金の額は、当該事業に必要な経費の三分の二に相当する額を限度とし、同項」に改め、同条第三項中「二分の一」を「三分の二（助成の対象となる事業が同項第二号に掲げる事業である場合においては、二分の一）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十九号

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成二十三年政令第百五十六号）の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十日

文部科学大臣　下村　博文

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則の一部を改正する省令

展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十三号）を次のように改正する。

第十条第二項中「予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条の規定に基づいて財務大臣が定める」を「支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十八号を第四百三十九号とし、第三百八号から第四百三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三百七号の次に次の一号を加える。

三百八　ヒマワリレシチン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二十七号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人東京大学東京大学史料室の項中「東京大学史史料室」を「文書館」に改める。

国立大学法人京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館の項中「人間・環境学研究科総合人間学部図書館」を「吉田南総合図書館」に改める。

○内閣府告示第二十八号

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項の被災者生活再建支援法人である財団法人都道府県会館から、平成二十六年四月一日をもってその名称を変更する旨の届出があったので、同法第六条第五項の規定に基づき、平成十一年総理府告示第六号（被災者生活再建支援法の規定に基づき、被災者生活再建支援基金を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第一号中「財団法人　都道府県会館（昭和二十三年九月一日に財団法人都道府県会館という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人都道府県会館」に改める。

○内閣府告示第二十九号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第五十五条第一項の規定に基づき、経済金融活性化特別地区を次のように指定し、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

名称　名護地区

区域　名護市

○法務省告示第百五十四号

新潟県村上市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年四月十日

法務大臣　谷垣　禎一

新潟県岩船郡高根村大字岩沢三千四百五十九番地二　飯沼　肇

○法務省告示第百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社東海機械製作所の項を削り、同表に次のように加える。

島根自動機株式会社	島根県松江市鹿島町佐陀宮内七百八十四番地	機械加工
新日本レイキ株式会社	福岡県筑紫野市二日市南一丁目四番一号	冷凍空気調和機器施工
株式会社ノーグチ	熊本県八代市新港町二丁目二番地五	鉄筋施工

第二号ロの表株式会社斎藤鉄筋工業の項中「栃木県佐野市久保町百五十番地」を「栃木県佐野市西浦町五百八十七番地」に改め、同表に次のように加える。

株式会社茂庭マル正工務店	宮城県仙台市太白区茂庭字新組三番地	型枠施工
株式会社ツカサ	東京都板橋区高島平五丁目五十番九号	工場板金
株式会社野沢組	神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町一丁目四番十七号	左官
株式会社東海機械製作所	愛知県岡崎市藤川町字北荒古三十二番地	仕上げ、溶接
七宝金型工業株式会社	愛知県津島市南新開町一丁目三百五十七番地	機械加工、仕上げ
株式会社ダイサン	広島県廿日市市阿品台二丁目十六番十二号	鉄筋施工
安全自動車株式会社	山口県岩国市多田二丁目百六番地二	塗装
北岡プレコン株式会社	徳島県美馬市美馬町字明神原五十九番地	鉄筋施工

○法務省告示第百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ニュウコウキ	三重県桑名市大字和泉字ハの割三百六十七番二	機械検査